

# 対象者及び給付額等確認シート【通常給付】（県外学校用）

申請者氏名 \_\_\_\_\_

高校生等は、平成26年4月1日以降に高等学校等就学支援金対象校に入学しましたか？

はい

いいえ

給付金に該当しません。

高校生等は、就学支援金の受給者、又は学び直し支援金の支給対象者に該当しますか？

はい

いいえ

給付金に該当しません。

生活保護（生業扶助）世帯、又は令和6年度の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税ですか？  
（7月1日現在、学校に在籍している生徒の世帯が対象です。）

はい

いいえ

今回は給付金に該当しません。  
（ただし翌年度に該当すれば申請可能です）

生活保護（生業扶助）を受給していますか？  
※専攻科の高校生がいて、令和6年度の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税である場合は、「いいえ」に進んでください。

はい

いいえ

ご家庭に通信制又は専攻科の高校生等はいますか？

はい

いいえ

支給対象の高校生等以外に15歳以上23歳未満の扶養されている者がいますか？（中学生及び高校生等は除く）

はい

いいえ

複数の高校生等がいますか？

はい

いいえ

ケース①

【生活保護（生業扶助）受給世帯】  
52,600円（早期給付受給世帯は39,450円）が支給されます。

提出書類 1へ

提出書類 1

- 【通常給付】対象者及び給付額等確認シート（本紙）にチェックを入れたもの
- 様式第1号 奨学給付金受給申請書
- 様式第13号 口座振替依頼書、預金通帳等の写し
- 生活保護受給証明書（7/1以降発行）  
※「生業扶助」受給が確認できない場合は、「様式第18号 生業扶助受給証明書（福祉事務所発行）」を提出
- 様式第12号 在学証明書（7/1以降発行）
- 委任状（申請者と口座名義人が違う場合のみ）

ケース②

【非課税世帯】  
①本人が通信制の高校生等及び専攻科の高校生等は52,100円（早期給付受給世帯は39,075円）  
②本人が全日制で、通信制及び専攻科の高校生等がいる場合は、152,000円（早期給付受給世帯は114,000円）が支給されます。

提出書類 2へ

提出書類 2

- 【通常給付】対象者及び給付額等確認シート（本紙）にチェックを入れたもの
- 様式第1号 奨学給付金受給申請書
- 様式第13号 口座振替依頼書、預金通帳等の写し
- 健康保険証の写し（国民健康保険証を添付する場合は、別途「様式第14号 扶養誓約書」を提出）  
※対象となる高校生等の健康保険証の写しを提出すること。  
※被保険者等記号・番号等をマスキング（塗りつぶす）こと。
- 令和6年度（非）課税証明書（保護者全員分の証明書が必要）→下記の留意事項を御覧ください。
- 様式第12号 在学証明書（7/1以降発行）
- 様式第15号 個人対象要件証明書（専攻科のみ）
- 委任状（申請者と口座名義人が違う場合のみ）

ケース③

【非課税世帯】  
152,000円（早期給付受給世帯は114,000円）が支給されます。

提出書類 3へ

ケース④

【非課税世帯】  
①1人目の高校生等は142,600円（早期給付受給世帯は106,950円）  
②2人目以降の高校生等は152,000円（早期給付受給世帯は114,000円）が支給されます。

提出書類 2へ

提出書類 3

- 【通常給付】対象者及び給付額等確認シート（本紙）にチェックを入れたもの
- 様式第1号 奨学給付金受給申請書
- 様式第13号 口座振替依頼書、預金通帳等の写し
- 健康保険証の写し（国民健康保険証を添付する場合は、別途「様式第14号 扶養誓約書」を提出）  
※15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養している者（対象となる高校生等を含む）の健康保険証の写しを提出すること。（例：生徒本人及び兄弟等）  
※被保険者等記号・番号等をマスキング（塗りつぶす）こと。
- 令和6年度（非）課税証明書（保護者全員分の証明書が必要）→下記の留意事項を御覧ください。
- 様式第12号 在学証明書（7/1以降発行）
- 委任状（申請者と口座名義人が違う場合のみ）

ケース⑤

【非課税世帯】  
142,600円（早期給付受給世帯は106,950円）が支給されます。

提出書類 2へ

該当するケースに例のようにチェックしてください。

例

レ

## 【留意事項】

- 令和6年度（非）課税証明書を取得する前に、保護者のどちらも「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税」であるかは、お住まいの市町村役場の市町村民税窓口で確認することができます。
- 就学支援金申請の際に、学校に「保護者全員分の課税証明書を提出済み」の場合でも、改めて課税証明書の提出が必要です。
- 両親又はどちらかが海外勤務で課税証明書が取れない場合は、給付金の対象外となります。
- 課税証明書の住所と現住所が異なる場合は、転居したことが分かる証明書（住民票等）も併せてご提出ください。